

すべての人が安心、安全、

ちば

安定して働ける社会をめざして

平成28年度

労働行政のあらまし

千葉労働局は、県民の皆さまからの期待と信頼に応えるため、千葉県における総合労働行政機関として、千葉県はじめ県下の地方自治体と連携し、雇用の安定や労働条件改善のための各種施策を積極的に推進してまいります。



厚生労働省 千葉労働局

目 次

I 働き方改革の推進を中心とした労働行政の推進

【最重点施策】 1	働き方改革の推進	1
【最重点施策】 2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保 総合的なハラスメント対策の一体的実施	2
【最重点施策】 3	個別労働関係紛争の解決の促進	3
4	適正な労働条件の整備	4

II 「全員参加の社会」の実現加速と正社員転換・待遇改善

【最重点施策】 1	正社員転換・待遇改善	6
【最重点施策】 2	女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化	7
3	ハローワークのマッチング機能に関する業務の推進・評価	7
4	人手不足分野等における人材確保等の総合的な推進	7
5	地方自治体及び民間ビジネスと連携した就職支援等の推進	8
6	若者の雇用対策の推進	8
7	高齢者の雇用対策の推進	9
8	障害者等の活躍推進	9
9	職業訓練を活用した就職支援	10
10	職業能力開発関係業務の推進	10
11	生活困窮者等に対する就労支援	10
12	外国人雇用対策の推進	11
13	失業なき労働移動の実現	11
14	労働者・企業の職業能力開発への支援	11
15	新ジョブ・カード制度の推進	12
16	民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進	12
17	雇用保険制度の安定的運営	12

III 女性の活躍推進と男女が共に仕事と家庭が両立できる就業環境の整備

1	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	13
2	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進	14

IV 安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり

【最重点施策】 1	働き過ぎ防止に向けた取組の推進	15
【最重点施策】 2	建設業における労働災害防止対策	15
3	労働条件の確保・改善対策	17
4	最低賃金制度の適正な運営等	18
5	労働災害を減少させるための各種対策の推進	19
6	STOP！転倒災害プロジェクトの推進	19
7	職業性疾病等の予防対策の推進	20
8	メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進	20
9	労災補償対策の推進	21
10	労働保険の適用徴収業務の推進	22

V 千葉労働局の組織と所掌事務

VI 各種相談・支援等の関係機関

I 働き方改革の推進を中心とした労働行政の推進

「全員参加の社会」の実現、女性の活躍推進、働き過ぎの防止等を図るため、仕事と生活の調和を実現し、健康に働き十分に能力を発揮することができる環境の整備を企業トップ等に働きかけるなど、働き方改革を推進していきます。

【最重点施策】

- ① 働き方改革の推進
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保
- ③ 総合的なハラスメント対策の一体的実施
- ④ 個別労働関係紛争の解決の促進

【重点施策】

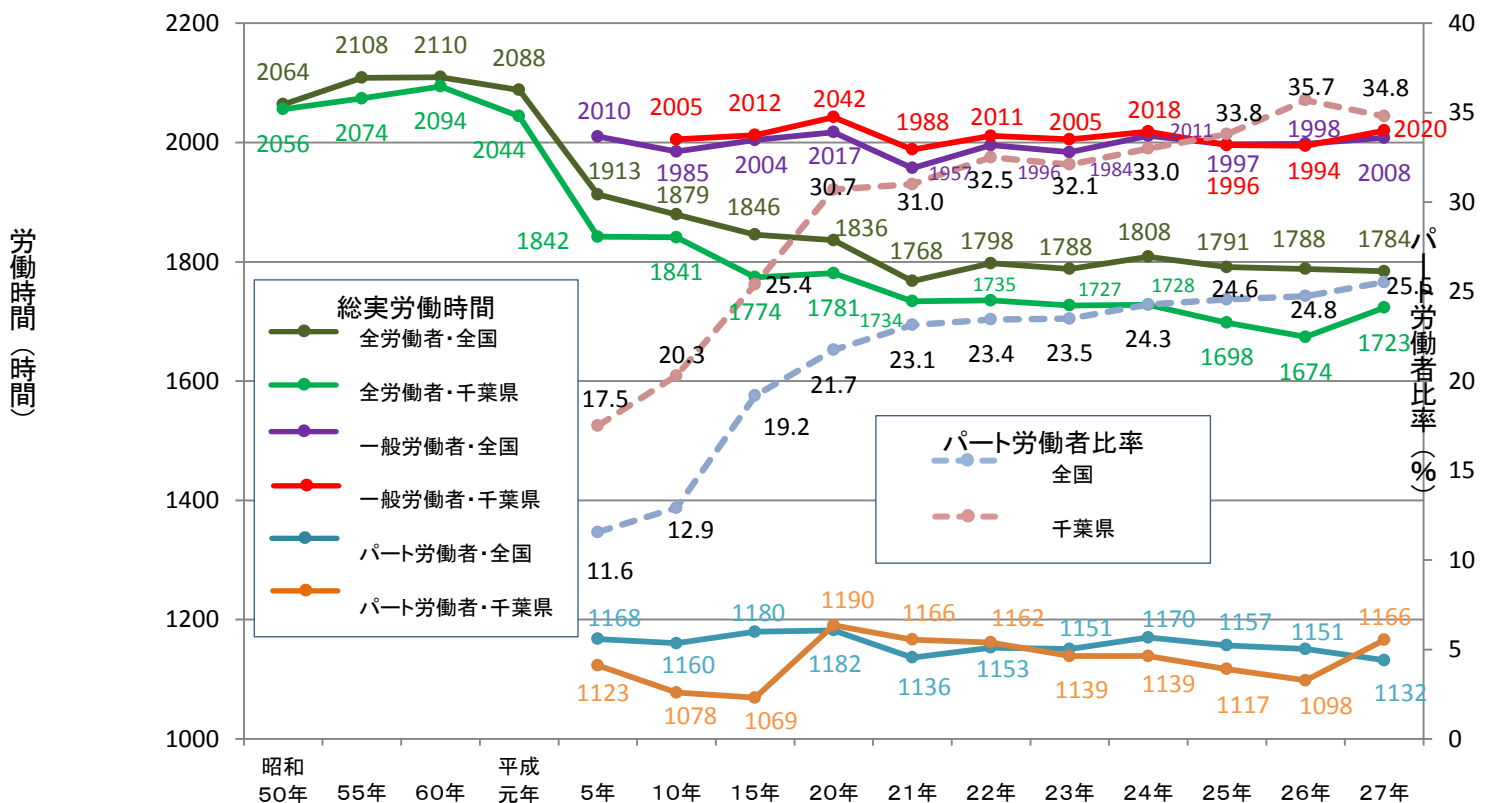
- ① 適正な労働条件の整備

1 働き方改革の推進

千葉県における労働時間の現状は、労働時間分布の長短二極分化が進み、年次有給休暇の取得率も近年5割を下回る水準で低迷しています。

千葉労働局では「全員参加の社会」の実現、女性の活躍推進等のため、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等、企業における働き方の見直しによる「働き方改革」を推進します。

年間総実労働時間の推移（全国・千葉）



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模30人以上）

（速報値）

※ 働き方改革は、《働き方・休み方改善コンサルタント》にお任せください。

- 1 所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等、各事業場の実情に応じた労務管理の改善等を進めるため、「働き方・休み方改善コンサルタント」による無料相談を実施しています。
- 2 コンサルタントの利用について
 - (1) コンサルタントは専門的な知識、豊富な経験を有する社会保険労務士から選任されておりますので、事業場の実情に即したアドバイスが可能です。
 - (2) 電話による相談だけでなく、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問しアドバイスや資料提供を行います（無料です。また、秘密は厳守いたします。）。

【問合せ先】千葉労働局雇用環境・均等室 電話 043-221-2303

さあ、はじめましょう「働き方改革」。いままで見えなかったものが見えてきます！



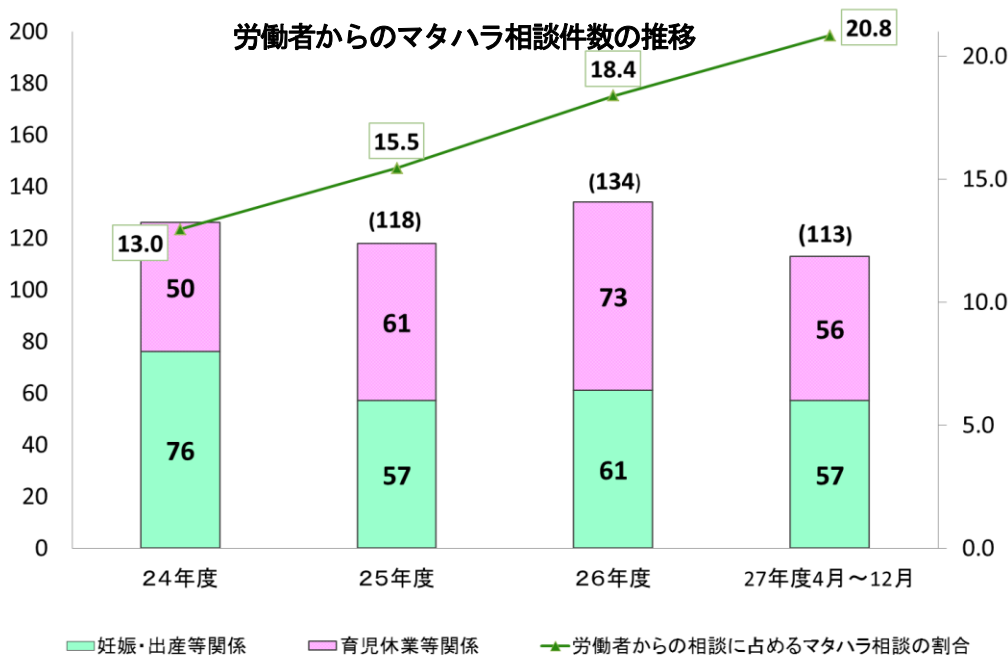
千葉労働局 HP のバナーからご覧いただけます。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保 総合的なハラスメント対策の一体的実施

職場における女性の活躍を促進するため、働く女性が子供を産み育てながら活躍できる環境の整備に取り組みます。

⇒平成28年度主要対策

- 1 女性活躍推進法（平成28年4月1日施行）に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表について、あらゆる機会をとらえ周知するとともに、認定申請に向けた取組促進を進めます。
- 2 いわゆるマタニティーハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの一体的な未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行います。
特に、労働者が妊娠・出産、育児休業等により不利益な取扱いを受けないことがない就業環境の整備に向けて、事業主に対する説明会の開催等により関係法令の周知を図ります。



女性の活躍・両立支援総合サイトをご活用ください！！



認定マーク「えるぼし」

企業における女性の活躍推進に関する情報を提供する「**ポジティブ・アクション情報ポータルサイト**」と仕事と家庭の両立支援に関する情報を提供する「**両立支援のひろば**」を統合したサイトです。

女性活躍推進法における「**女性の活躍の状況に関する情報公表**」及び「**行動計画の外部への公表**」の掲載先としてご活用ください。

また、学生の皆様には、女性の活躍推進に取り組んでいる企業各社の具体的な情報が検索できます。

URL <http://www.positive-youritsu.jp/>

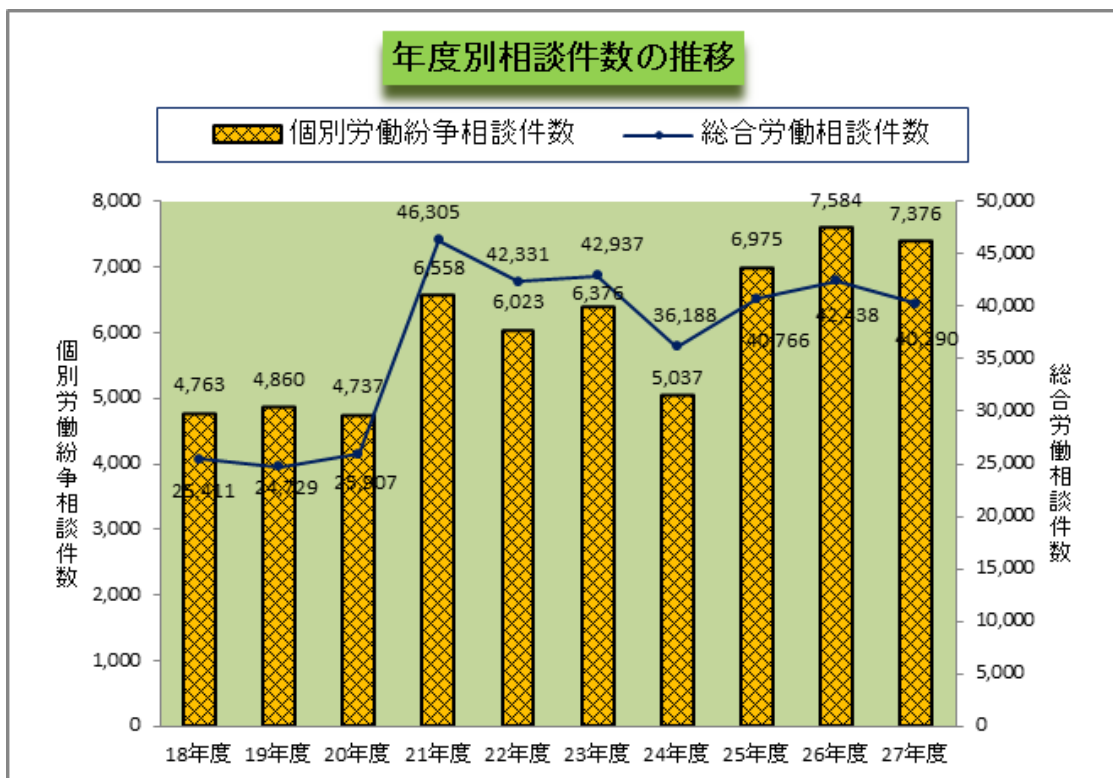
女性の活躍・両立支援 検索

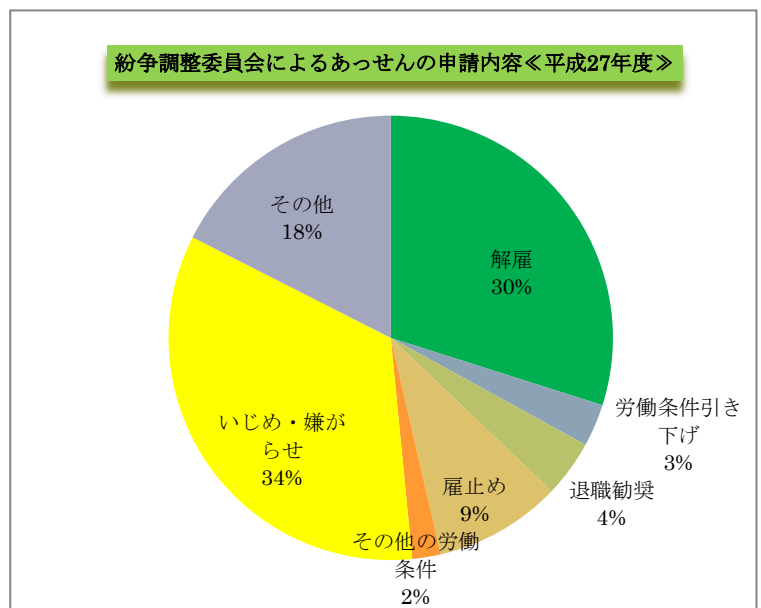
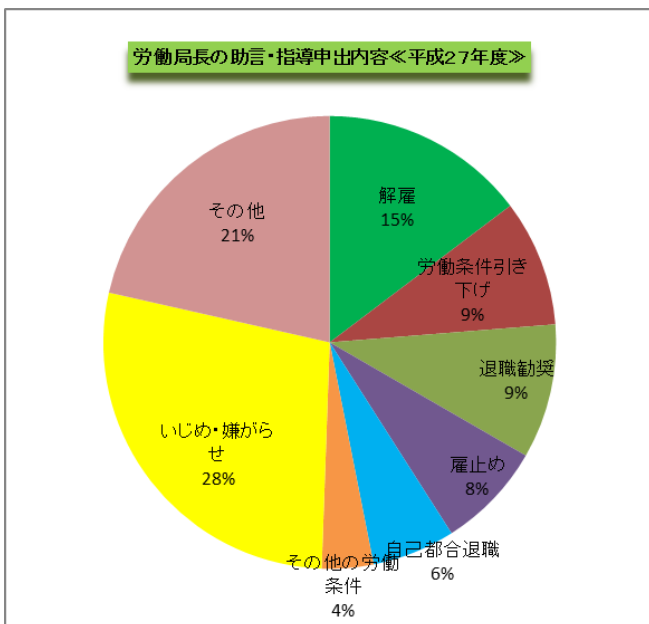
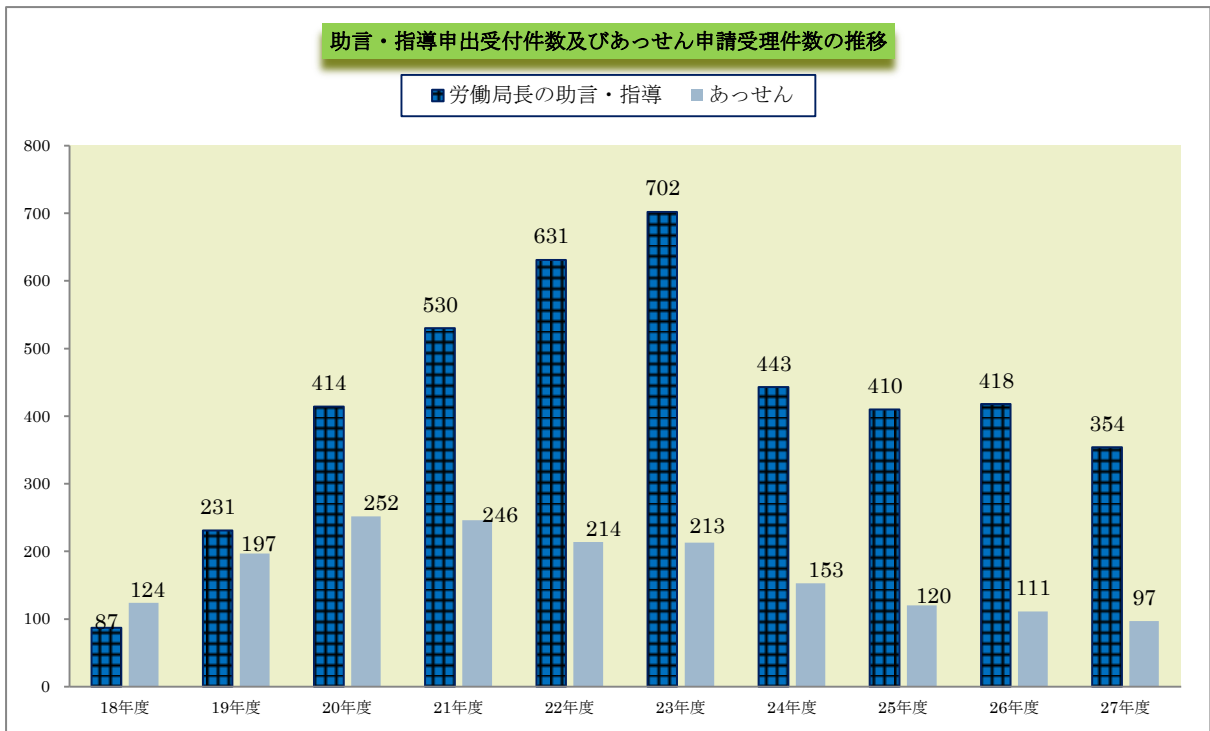
3 個別労働関係紛争の解決の促進

県下 10 箇所の総合労働相談コーナーには、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主間の紛争に関する相談、助言・指導の申出やあっせんの申請が数多く寄せられているため、円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を促進する必要があります。

⇒平成28年度主要対策

- 1 総合労働相談コーナーにおいて、相談内容に応じて、法令・裁判例等の情報提供、当事者間の自主的解決の促進のアドバイス、他の処理機関等についての情報提供等のワンストップサービスを提供します。
- 2 個別労働関係紛争に関する相談事案については、相談者の意向を踏まえ、制度を適切に教示し、必要に応じ、助言・指導の申出やあっせん申請を受け付けるとともに、適切な事務処理を行い、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決に努めます。
- 3 いじめ・嫌がらせが増加傾向にあり、複雑・困難化する個別労働関係紛争に対応するため、総合労働相談員の専門性を高め、相談体制を強化します。





4 適正な労働条件の整備

⇒平成28年度主要対策

- 1 学生アルバイトの労働条件確保に向けて、各種の取組（大学等における説明会、出張相談、労働基準関係法令の周知・啓発等）を推進します。
- 2 医療分野の『雇用の質』の向上のための取組（勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進、研修会の開催等）を推進します。

Ⅱ 「全員参加の社会」の実現加速と正社員転換・待遇改善

中期的に労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済成長を実現するためには、女性や若者、高齢者、障害者などの力を最大限に引き出すことが重要であることから、女性の活躍推進、若者に対する就業支援、高齢者・障害者の就業促進に向けた取組を強化します。

また、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくため、「千葉県正社員転換・待遇改善実現地域プラン」に基づき、地方公共団体等との連携を図りながら、とりわけ本意非正規労働者として働く方の雇用の安定や処遇改善等を推進していきます。

【最重点施策】

- ① 正社員転換・待遇改善
- ② 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

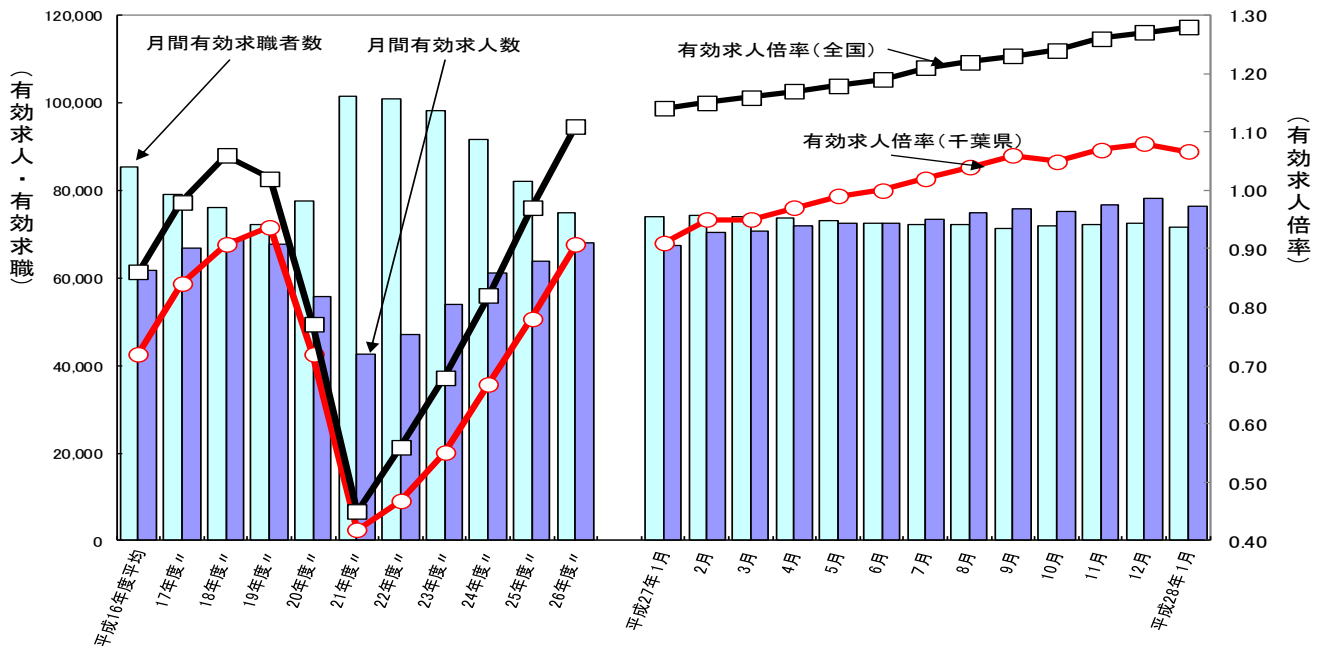
【重点施策】

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ① ハローワークのマッチング機能に関する業務の推進・評価 | ⑧ 職業能力開発関係業務の推進 |
| ② 人手不足分野等における人材確保等の総合的な推進 | ⑨ 生活困窮者等に対する就労支援 |
| ③ 地方自治体及び民間人材ビジネスと連携した就職支援等の推進 | ⑩ 外国人の雇用対策の推進 |
| ④ 若者の雇用対策の推進 | ⑪ 失業なき労働移動の実現 |
| ⑤ 高齢者の雇用対策の推進 | ⑫ 労働者・企業の職業能力開発への支援 |
| ⑥ 障害者等の活躍推進 | ⑬ ジョブ・カード制度の推進 |
| ⑦ 職業訓練を活用した就職支援 | ⑭ 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進 |
| | ⑮ 雇用保険制度の安定的運営 |

(人)

有効求人倍率、求人・求職の推移

(倍)



(注) 月別の数値は季節調整値である。なお、平成27年12月以前の数値は、平成28年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

1 正社員転換・待遇改善

非正規雇用労働者数は全体の3分の1を超え、引き続き高い水準で推移する中、特に若年者（25歳～34歳）での不本意非正規雇用労働者の割合は3割弱となっています。非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るためには、正社員を希望する方々には、その道を開くとともに、柔軟な働き方として非正規雇用を選ばれる方々には、処遇の改善等を推進していく必要があります。

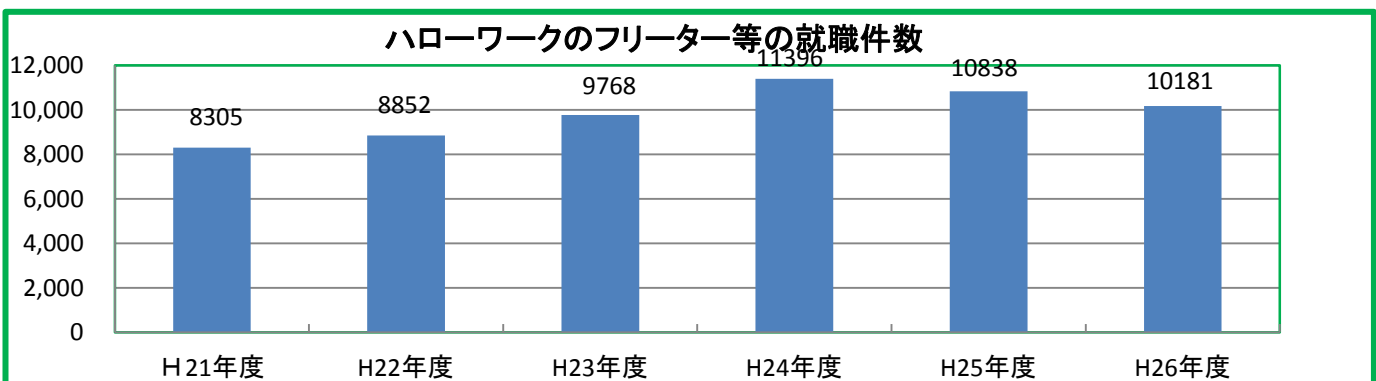
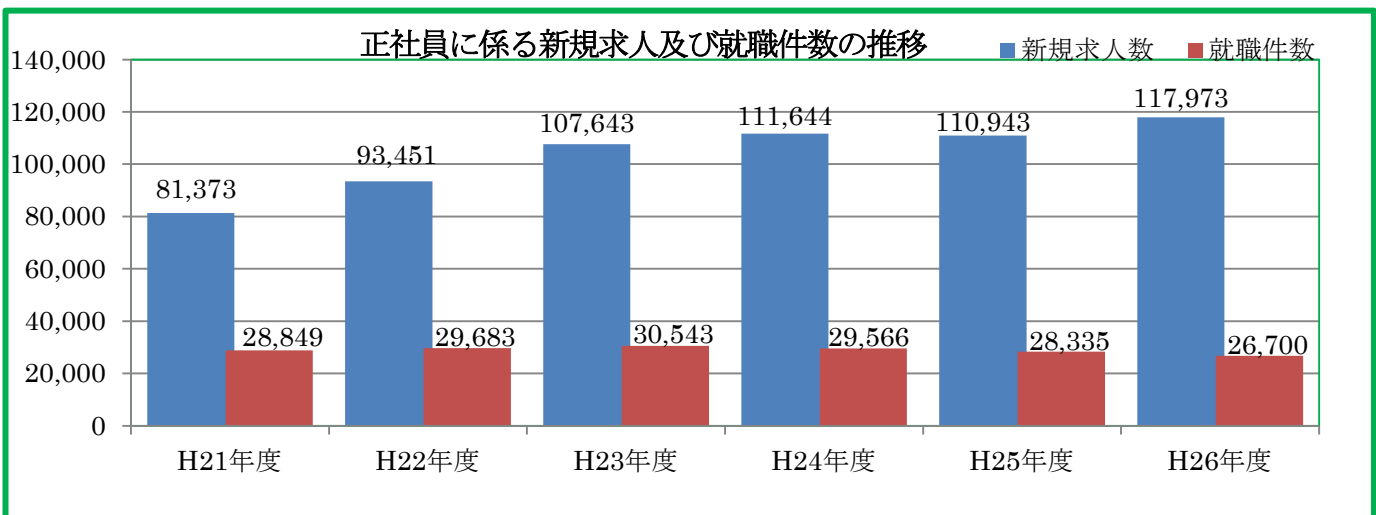
また、非正規雇用として働く若者が増加している中で、安定した雇用を実現するため、わかものハローワーク等において、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施するとともに、トライアル雇用奨励金等助成金の活用及び職業訓練への誘導・あっせん機能の強化により、就職支援の充実を図る必要があります。

⇒平成28年度主要対策

- 1 「千葉県正社員転換・待遇改善実現地域プラン」に基づき、とりわけ不本意非正規雇用労働者として働く方への支援を強化し、正社員転換・待遇改善の実現を推進します。
- 2 「キャリアアップ助成金」の活用等により、非正規労働者の正社員転換や人材育成、処遇改善等を促進します。
- 3 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及等による非正規雇用労働者の待遇改善を図ります。
- 4 フリーター等の正規雇用化に向け、トライアル雇用制度の活用、職業訓練への誘導・あっせん機能を強化します。

また、ハローワーク等を利用し就職が決定した方等を中心とした職場定着支援を行います。

- 5 平成27年9月施行の改正労働者派遣法は、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、均衡待遇の措置の強化が主な内容であり、これらの措置が適正に履行されるよう厳正な指導監督を行います。



2 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

⇒平成28年度主要対策

- 1 マザーズハローワークやマザーズコーナーにおいて、担当者制による職業相談の実施など子育て中の女性等に対し、そのライフステージに即した就職支援サービスを推進します。
- 2 ひとり親等に対して、経済的自立を支援するため、職業相談・職業訓練制度やトライアル雇用奨励金等助成金制度を活用したキャリアアップを促進するほか、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施等、家庭環境に配慮した早期就職を促進します。

3 ハローワークのマッチング機能に関する業務の推進・評価

求人数の増加、求職者の減少に伴い、有効求人倍率が1.07倍（28年1月）となり、昨年6月に1倍を超えてから、引き続き緩やかな改善が続いています。また、平成27年計の有効求人倍率も1.01倍となり、23年ぶりに1倍を超えましたが、多くの職種での人手不足が顕在化しており、特に福祉分野（介護、医療、保育職種）、建設分野については深刻な状況となっています。こうした状況において、求人者サービスの強化と求職者への積極的・能動的マッチング機能の強化が重要となっています。

⇒平成28年度主要対策

- 1 雇用情勢の改善のタイミングの機会を捉え、正社員就職の促進に重点を置いて、求職者への積極的・能動的マッチングに取り組みます。
- 2 求人者の人材ニーズ等の的確な把握により、適合する求職者情報を求人者に提供し、能動的・積極的マッチングに取り組むとともに、求人充足支援を強化します。
- 3 求人内容の正確性、適法性の確保に努めるとともに、求人票に明示された労働条件と実態の相違に対し、事業主に対して必要な助言・指導を行います。
- 4 マッチング機能に関する業務に関し、主要指標（就職件数・充足件数・雇用保険受給者の早期就職件数）及び所重点指標・所重点項目について、数値目標を設定してPDCAサイクルによる目標管理を行い、その結果を踏まえ、評価等を行います。

4 人手不足分野等における人材確保等の総合的な推進

⇒平成28年度主要対策

- 1 人手不足分野（福祉や建設等分野）においては、職場定着の促進等のための各種助成金の活用を図るとともに、事業主に対する雇用管理指導援助業務の推進を図ります。
- 2 「福祉人材コーナー」を中心に各ハローワークにおいて、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対しては就職支援サービス、求人者に対しては充足支援サービスを強化します。
- 3 医療分野においては、ナースセンター等が実施する復職講習会等への誘導やナースセンターに対し医療関係求人等の情報提供を行います。
- 4 保育分野においては、未充足求人へのフォローアップの徹底、応募意欲を喚起する求人情報の提供、千葉県等が実施する再就職セミナー等の情報の提供を行います。
- 5 建設分野においては、未充足求人へのフォローアップの徹底、建設職種へ応募する契機となるよう企業情報や求人情報の提供を行います。

5 地方自治体及び民間人材ビジネスと連携した就職支援等の推進

地方自治体や民間人材ビジネスと連携を強化し、地域全体で労働力の需給調整機能の拡充強化に取り組むことが重要となっています。

⇒平成28年度主要対策

- 1 ハローワークと地方自治体の協定に基づく一体的実施（共同窓口）の取組を推進します。
- 2 ハローワークと市町村とにより設置する「ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供及び職業相談・紹介等を行います。
- 3 民間人材ビジネスや地方自治体に対し、ハローワークの求人・求職情報を提供します。
- 4 地方自治体が取り組む地方創生のための取組を支援します。

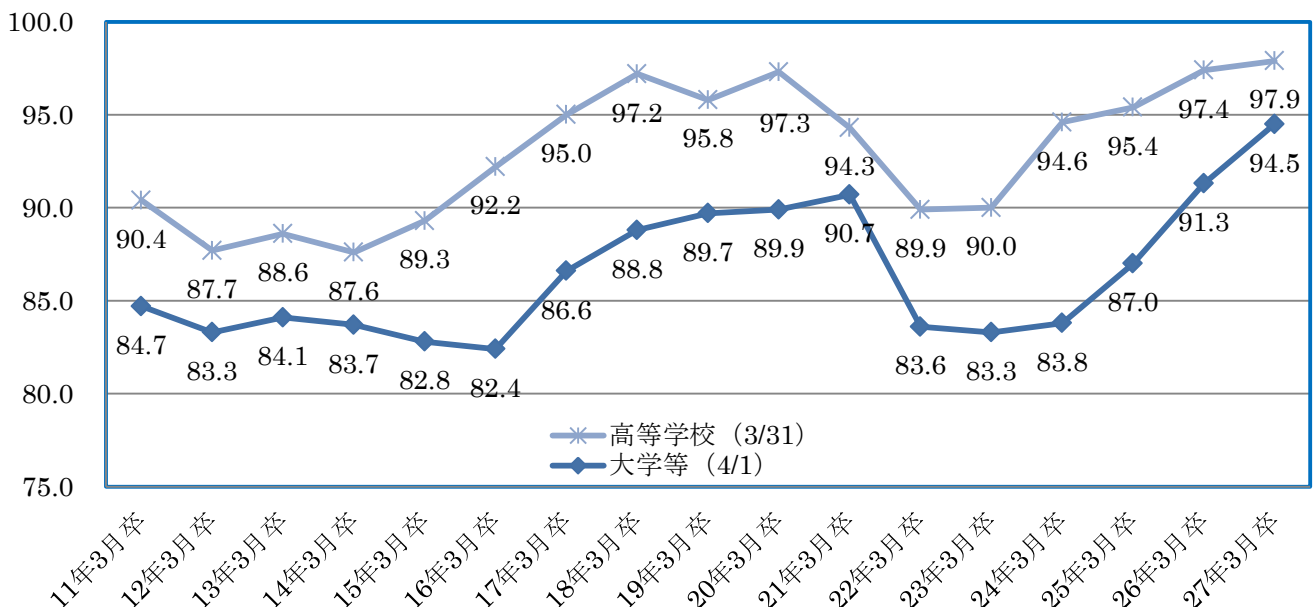
6 若者の雇用対策の推進

若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、新卒者・既卒者をはじめとする若者の就職支援・定着支援の強化が必要となっています。

⇒平成28年度主要対策

- 1 「若者雇用促進法」の適正な施行に向けて、「事業主による職場情報の提供の義務化」、「労働関係法令違反のあった事業主に対するハローワークの新卒求人の不受理」や「優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定）の普及」等について、周知啓発に取り組めます。
- 2 フリーター等の正規雇用化に向け、トライアル雇用制度の活用、職業訓練への誘導・あっせん機能を強化します。
また、ハローワーク等を利用し就職が決定した方等を中心とした職場定着支援を行います。（再掲）

新規学校卒業予定者の就職内定状況の推移

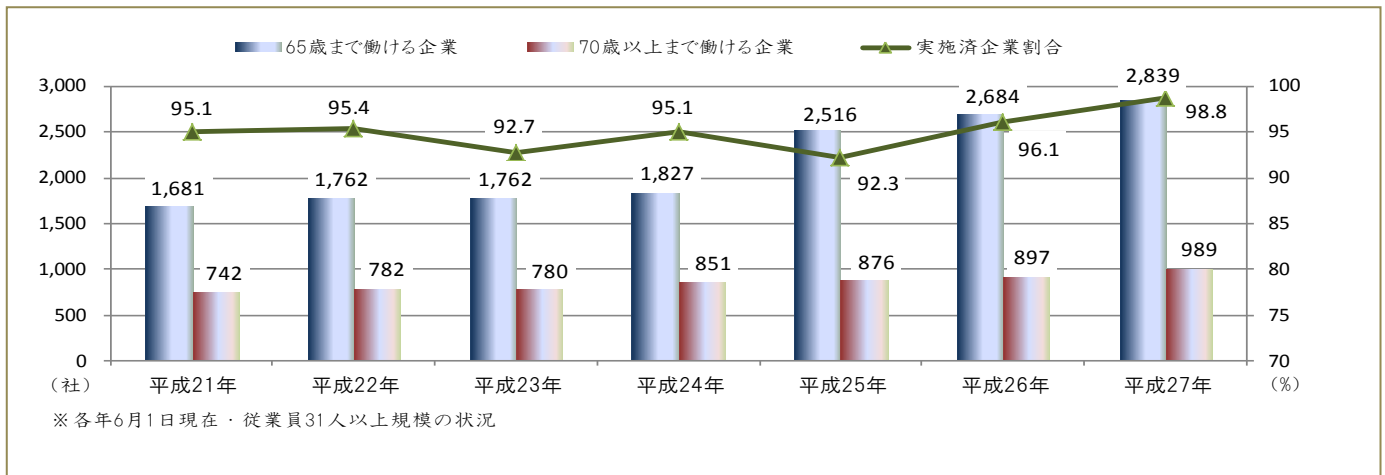


7 高齢者の雇用対策の推進

高齢化の急速な進展により、労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる、「生涯現役社会」を構築していくことが重要となっています。

⇒平成28年度主要対策

- 1 高齢者雇用確保措置に関する事業者への指導・助言を行い、繰返しの指導にも改善がみられない場合には、必要に応じて勧告・企業名の公表を行います。
- 2 高齢者等の再就職を援助・促進するため、各種奨励金・助成金制度等を活用しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介を行うとともに、特に65歳以上の高齢者に対する支援を強化します。事業者に対しては、募集・採用における年齢制限禁止、求職活動支援書の作成・交付について、周知・啓発、指導を行います。



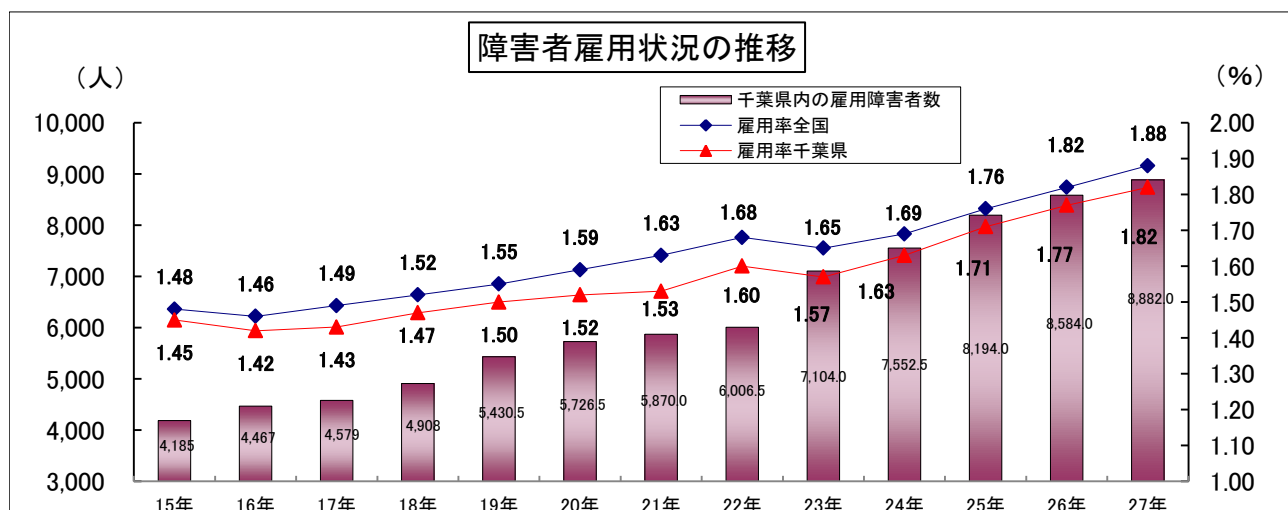
8 障害者等の活躍推進

障害者の雇用状況については、着実に進展しているものの、実雇用率は依然として法定雇用率に届いておりません。近年急増する精神障害者や発達障害者をはじめとする障害者の一層の雇用促進を図ることが必要となっています。

また、障害者が地域において自立して生き生きと暮らせるよう、就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する体制の充実を図ることが必要となっています。

⇒平成28年度主要対策

- 1 法定雇用率未達成企業に対し、企業トップへの指導を含めた雇用率達成指導を実施するとともに、改正障害者雇用促進法に基づき、平成28年4月から施行された使用者による障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る紛争解決援助を実施します。
- 2 精神障害者の雇用促進を図るため、ハローワークと就労支援プログラムを実施する精神科医療機関と協定を締結し、チーム支援による就労支援を実施します。
- 3 発達障害者や難病患者への就労支援のニーズの高まりを踏まえ、千葉県発達障害者支援センターと千葉県難病相談支援センター等との連携により就労支援を推進します。



9 職業訓練を活用した就職支援

⇒平成28年度主要対策

- 1 人手不足分野、ひとり親家庭等への再就職支援を強化するため、求人者等の職業訓練ニーズを把握し、より効果的な訓練コース設定の実現等、公的職業訓練の調整に主体的に取り組むとともに、わかものハローワーク、マザーズハローワークの機能強化を図り、適切な受講あっせんを行います。
- 2 千葉県等と職業訓練受講者の情報共有を図り、職業訓練受講中から積極的な就職支援を行うため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の指定来所日等の効果的な活用、担当者制による積極的なマッチングなど、就職支援をさらに強化します。

10 職業能力開発関係業務の推進

⇒平成28年度主要対策

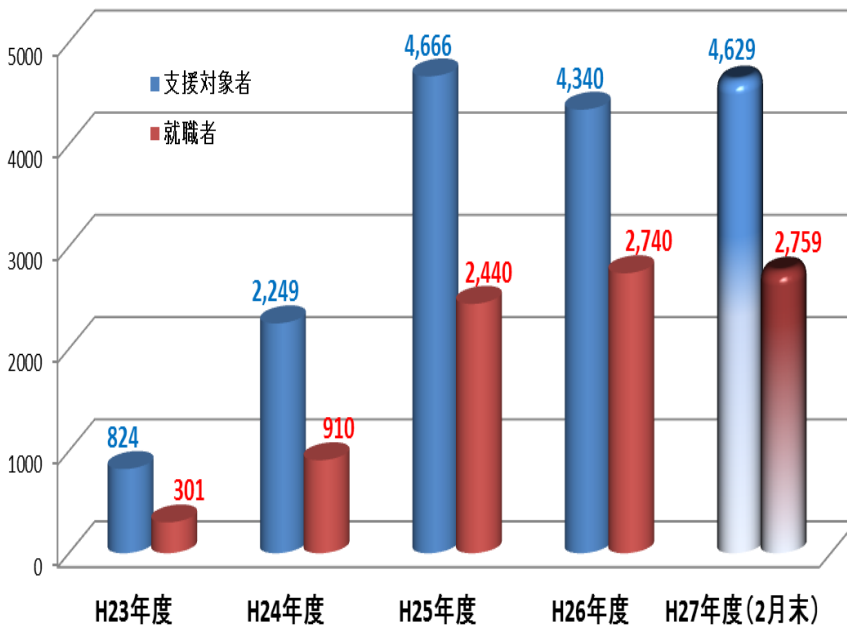
- 1 地域における求人・求職者等の訓練ニーズを把握し、千葉県等と連携して公的職業訓練の総合的な実施計画を策定するとともに、地域ニーズに応じた訓練機会の確保に努めます。
- 2 企業の人材育成・労働者のキャリア形成の促進への支援策となるキャリア形成促進助成金に、新設される助成メニュー（セルフ・キャリアドックや教育訓練制度等の導入・適用への助成）の周知・活用を図り、企業の人材育成に対する支援に努めます。

11 生活困窮者等に対する就労支援

⇒平成28年度主要対策

- 1 地方自治体との協定に基づき、生活保護受給者等の生活困窮者に対して、効果的な支援による就労・自立を促進する「生活保護受給者等就労自立促進事業」を推進します。
- 2 生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立相談支援機関」と連携し、支援調整会議等を効果的に活用し、生活保護受給者等以外の生活困窮者の就労による自立を促進します。

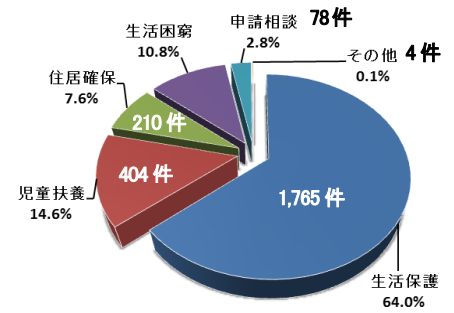
生活保護受給者等就労支援の実績推移



※H23・H24は「福祉から就労」支援事業、H25～「生活保護受給者等就労自立促進事業」



千葉市保健福祉センターに併設されたハローワークの生保型常設窓口



※対象区分別就職件数及び割合(H28.2 現在)

12 外国人雇用対策の推進

⇒平成28年度主要対策

- 外国人労働者の適正就労の確保を図るとともに、就労環境の改善及び再就職支援を推進します。
- 留学生に対する就職支援を推進します。

13 失業なき労働移動の実現

⇒平成28年度主要対策

事業規模の縮小等による離職者の円滑な再就職を実現するため、早期再就職を図る事業主及び対象労働者を受け入れ訓練を行う事業主を支援します。

14 労働者・企業の職業能力開発への支援

⇒平成28年度主要対策

有期契約労働者等の企業内でのキャリアアップを支援する「キャリアアップ助成金」、労働者のキャリア形成を効果的に支援する「キャリア形成促進助成金」等の周知・広報を行い、事業主による企業内での計画的な職業訓練等の促進を図ります。

15 新ジョブ・カード制度の推進

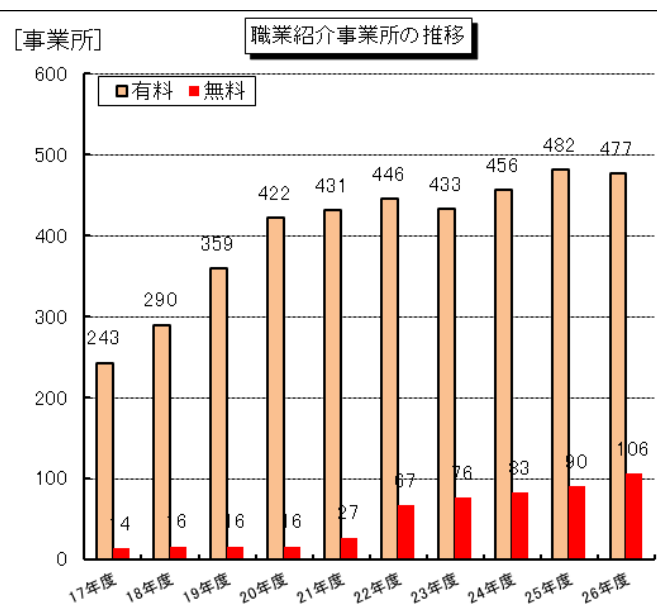
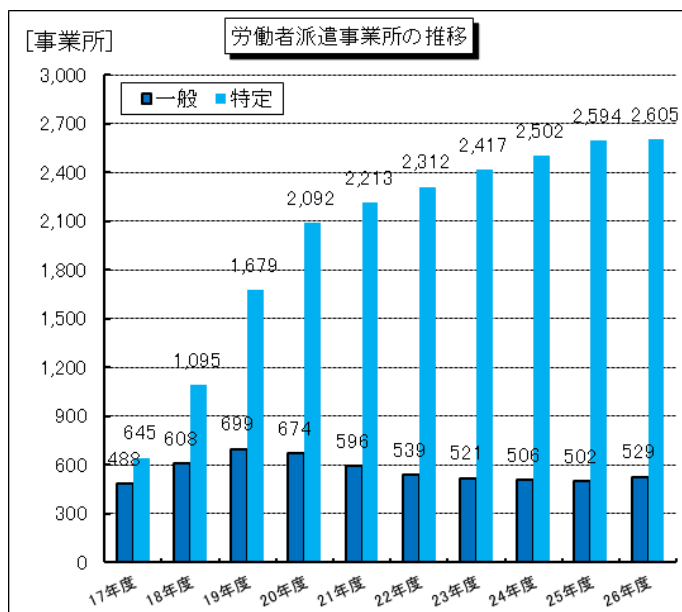
⇒平成28年度主要対策

- 1 千葉県地域ジョブ・カード運営本部において策定した千葉県地域推進計画に基づき、企業、職業訓練機関、大学等の学校、職業紹介事業者に対して、新ジョブ・カード制度の活用・普及に向けた取組を促進し、着実な推進を図ります。
- 2 ハローワークにおいて、「生涯を通じたキャリアプランニング」及び「職業能力証明」ツールとしての新ジョブ・カード制度の普及促進を図り、職業訓練受講者、学卒者及び学卒未就職者等に対し、新ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を積極的に行います。

16 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

⇒平成28年度主要対策

- 1 セミナーや説明会の開催などにより、法制度の周知啓発に取り組みます。
- 2 労働者派遣事業について、派遣元事業主や派遣先に対して積極的に指導監督を行うとともに、偽装請負に対する厳正な指導監督を実施します。
- 3 職業紹介事業について、有料職業紹介事業の違法な手数料徴収、賃金の間接払いに関する指導監督に取り組みます。



17 雇用保険制度の安定的運営

⇒平成28年度主要対策

- 1 雇用保険の適用促進を図るとともに、認定部門と紹介部門の連携による適切な制度運営に取り組みます。
- 2 雇用保険部門と職業紹介部門が連携し、雇用保険受給資格者の早期再就職の促進に取り組みます。
- 3 不正受給を防止するため、制度の周知徹底と窓口指導の強化を図ります。
- 4 電子申請の一層の利用促進を図ります。(平成28年10月から電子申請の事務処理を労働局へ集中化します。)

Ⅲ 女性の活躍推進と男女が共に仕事と家庭が両立できる就業環境の整備

職場における女性の活躍を促進するためには、①労働者が性別により差別されることなく、多様な働き方に応じた公正な待遇が確保されること、②仕事と家庭の両立が図られ能力を十分発揮し、充実した職業生活を営むことができるようにすることが重要であることから、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の履行確保を図ります。

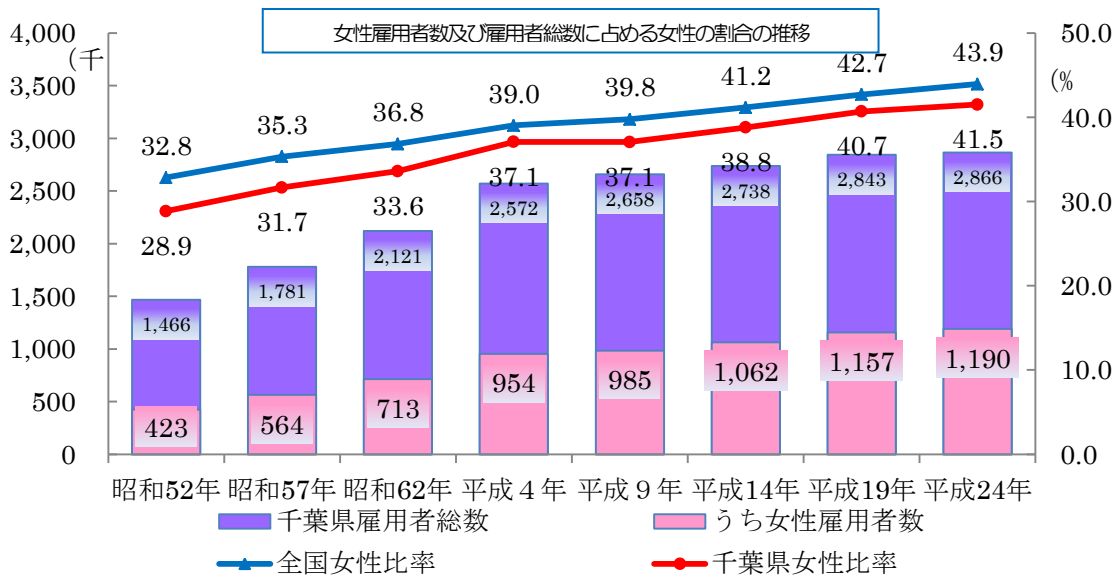
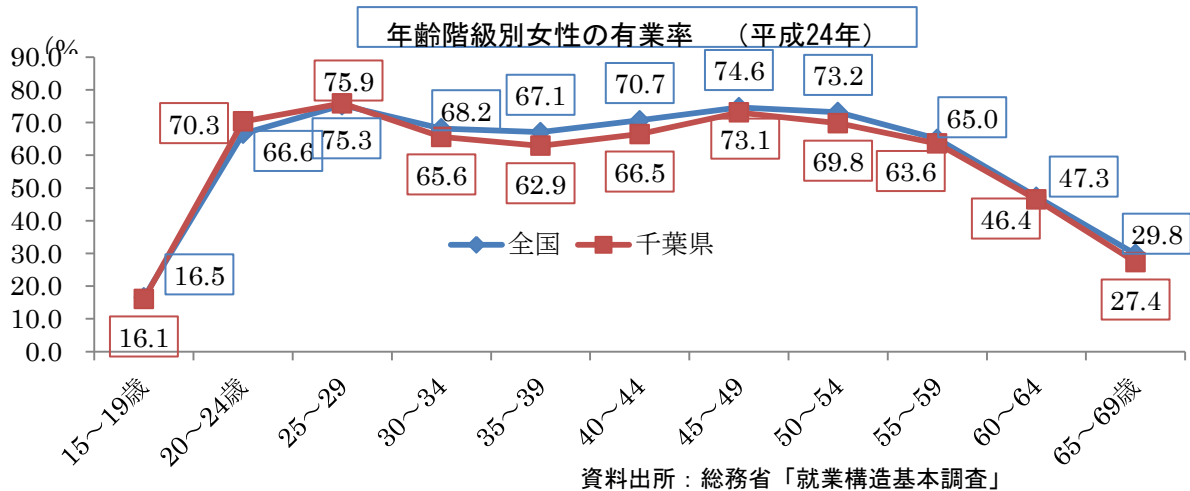
【重点施策】

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- ② 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- ③ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

千葉県女性の年齢階級別有業率のM字型の底は、全国との格差は縮小しているものの、依然として全国より低い状況にあります。また、25歳～44歳の育児をしている女性の有業率は46.7%と全国平均（52.4%）を下回っております。

さらに女性の活躍を推進するためには、労働者が性別により差別されることなく、仕事と子育てや介護などを両立できる環境を整備することが重要となっています。



⇒平成28年度主要対策

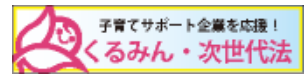
- 1 募集・採用をはじめとする性差別には積極的な指導等により、男女雇用機会均等法の実効性を確保します。
- 2 育児・介護休業法の履行確保のため、労働者からの相談が多い又は有期契約労働者が多く雇用されている業種・企業等を対象に、育児休業制度等の規定整備を促します。また、介護休業・介護休暇をはじめとした制度を活用し、介護を行う労働者が就業を継続できるよう制度の周知を行います。
- 3 男性の育児休業取得促進、介護を行う労働者の支援などの職場環境の整備に取り組む事業主に対して、「両立支援等助成金」の活用等により支援します。
- 4 次世代認定マーク「くるみんマーク」及び「プラチナくるみんマーク」取得を多くの企業が目指すよう、周知、啓発を行います。



ご存知ですか？子育てサポート企業のしるし
次世代認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」

千葉県内において「子育てサポート企業」として認定を受けた企業数は、平成28年3月末現在、「くるみんマーク」51社、「プラチナくるみんマーク」1社となっています。

詳細は、千葉労働局HPのバナーから ➡

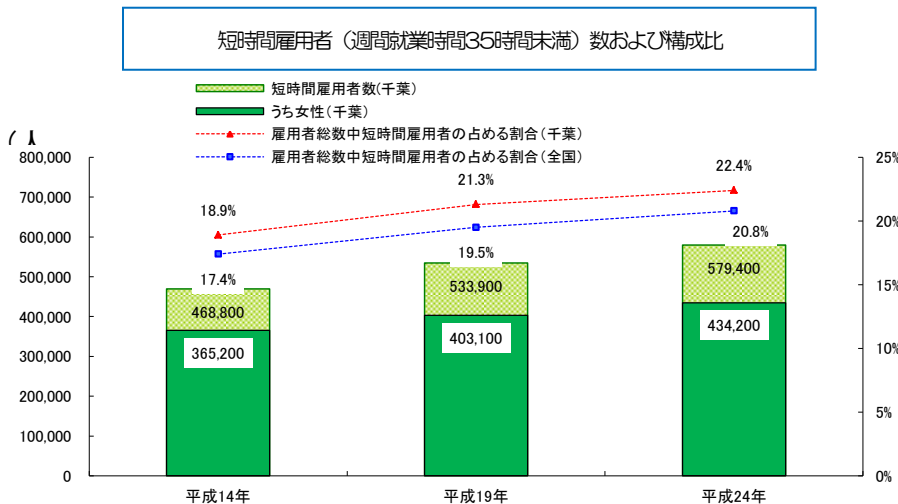


2 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

パートタイム労働者が、その働き・貢献に応じて正社員との均等・均衡待遇が得られるよう、パートタイム労働法の円滑な施行を図ることが必要となっています。

⇒平成28年度主要対策

- 1 パートタイム労働法に基づく指導等を実施し、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ります。
- 2 パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主に対し、具体的な取組方法、パートタイム労働者から正社員への転換の推進方法、短時間正社員への導入等について、アドバイスを行います。



資料出所：総務省「就業構造基本調査」

パート労働ポータルサイト
のご紹介

パート労働者の雇用管理を改善するための各種ツールやマニュアル、短時間正社員制度の導入・運用を支援するための情報、他社の事例など、パートタイム労働者の雇用管理に役立つ情報が満載です。
詳しくは「パート労働ポータルサイト」で検索

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/index.html>

Ⅳ 安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり

労働者が安心して将来に希望をもって働ける職場環境を実現するためには、労働基準法等で定められた労働条件等が確保されることが重要です。千葉労働局と県内の労働基準監督署では、「安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり」を目標に次の施策を推進していきます。

【 最重点施策 】

- ① 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
- ② 建設業における労働災害防止対策

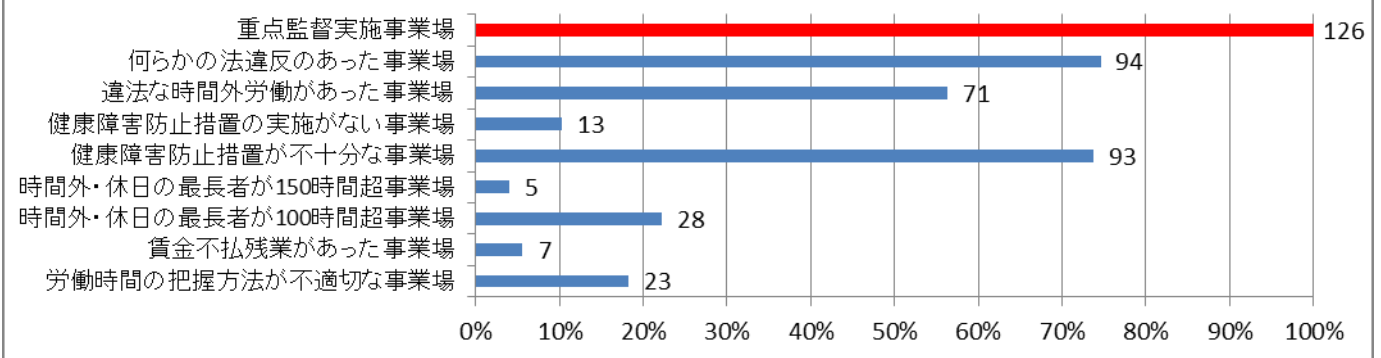
【 重点施策 】

- ① 労働条件の確保・改善対策
- ② 最低賃金制度の適正な運営等
- ③ 労働災害を減少させるための各種対策の推進
- ④ STOP！転倒災害プロジェクトの推進
- ⑤ 職業性疾病等の予防対策の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進
- ⑦ 労災補償対策の推進
- ⑧ 労働保険適用徴収業務の推進

1 働き過ぎ防止に向けた取組の推進

過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、窓口指導（時間外労働協定〈36協定〉の適正化）、監督指導等を徹底します。

「過重労働解消キャンペーン」（平成27年11月）の重点監督実施結果



2 建設業における労働災害防止対策

平成27年に千葉県内の事業場で発生した労働災害は、死亡者数が41人で前年同期と比較して12人（22.6%）の減少、休業4日以上死傷者数が5,016人で82人（1.6%）の減少となっています。

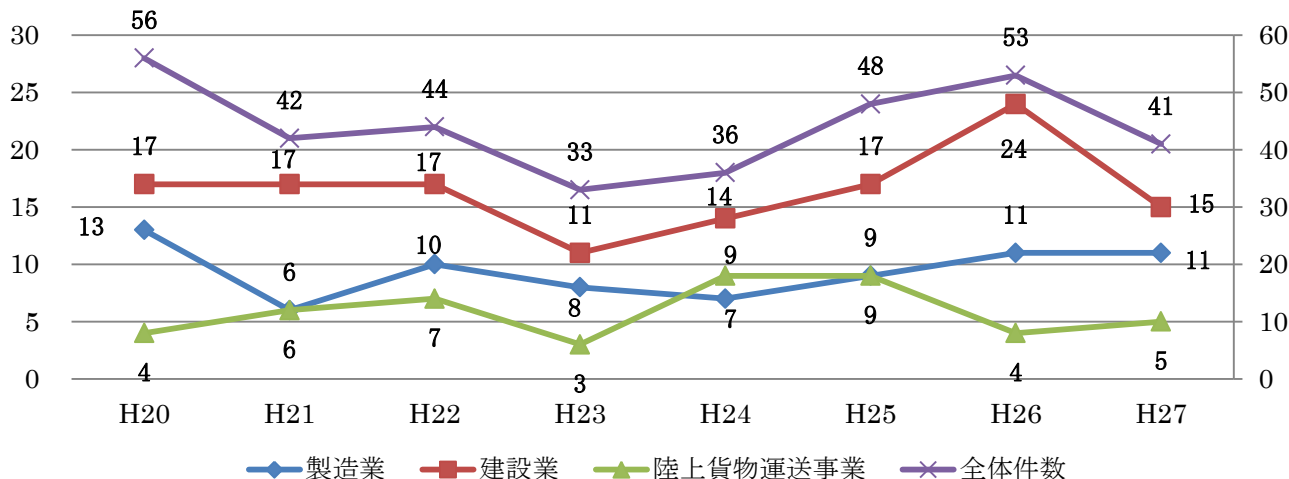
建設業では、死亡者数は15人と前年同期比で9人（37.5%）減少したものの、引き続き全産業に占める割合は高い状況にあります。その背景としては、工事量の増加、技能労働者の不足、未熟練労働者の増加、労働者の高齢化等が挙げられます。

死亡災害等重篤災害の多い建設業を最重点業種に指定して災害防止対策に取り組めます。

⇒平成28年度主要対策

- 1 建設現場への監督指導の強化、現場責任者への研修の実施等により安全管理水準の向上を図ります。
- 2 建設工事発注機関・労働災害防止団体との連携強化を通じて、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底、新規参入者教育等の取組を推進します。
- 3 多発する墜落・転落災害、交通労働災害の防止を重点に「新規参入者・高齢者にやさしい現場づくり」を目指します。

死亡災害発生状況



労働災害防止計画における各期間中の年平均の死亡数及び死傷者数の推移

労働災害防止計画		全 国		千 葉		備 考
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	
第1次	昭和33~37年	6,033	450,546	107	4,423	① 死亡者数の最高 全国(昭和36年) 6,712人 千葉(昭和44年) 205人
7	63~平成4年	2,473	205,176	87	7,183	
8	5~9年	2,281	166,048	93	6,162	
9	10~14年	1,835	140,352	69	5,078	② 死傷者数の最高 全国(昭和36年) 481,686人 千葉(昭和48年) 8,877人
10	15~19年	1,519	132,802	61	5,089	
11	20~24年	1,131	119,489	43	5,091	



主な重大災害（平成元年以降）

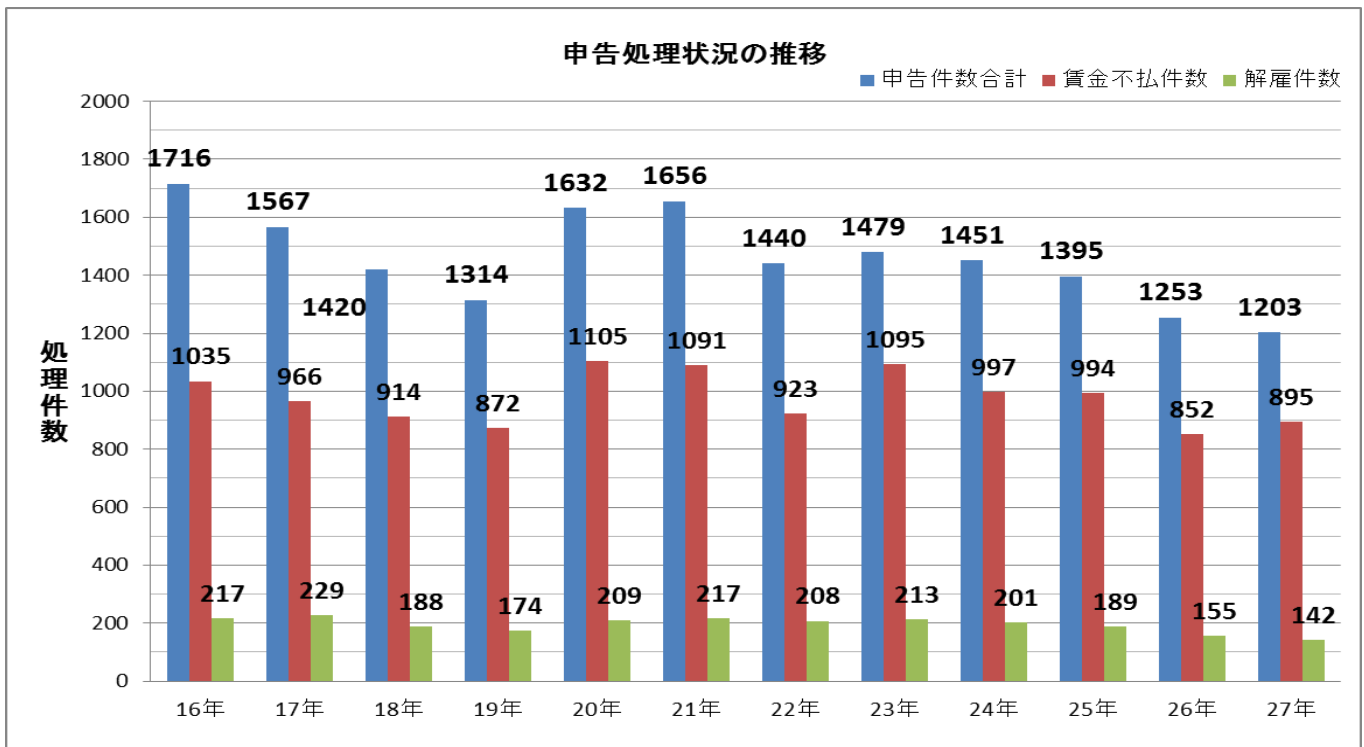
発生月	発生地	死傷者数	業種等	発生状況等概要
平成3年 6月	市原	15(2)	化学工場	メタノール蒸留塔の爆発・火災
平成3年 9月	松戸	7(7)	土木工事	河川分水路トンネルの水没
平成4年 10月	袖ヶ浦	17(10)	化学工場	脱硫装置の爆発・火災
平成13年 5月	四街道	4(4)	寄 宿 舎	建設業附属寄宿舍の火災
平成15年 5月	我孫子	4(2)	建築工事	移動式クレーンの転倒
平成22年 6月	市原	5(2)	設備工事	塩酸蒸留塔リボイラーの破断
平成25年 11月	野田	23(2)	化学工場	廃油蒸留設備の爆発

※死傷者数欄の()は、死亡者数の内
※平成25年の死傷者数は、近隣の労働者含む

3 労働条件の確保・改善対策

⇒平成28年度主要対策

- 1 法定労働条件の履行確保を図るとともに、賃金不払、解雇等の申告事案については、迅速かつ適切に対応します。
- 2 賃金不払残業の防止に向け、労働時間管理及び割増賃金の支払が適正に行われるよう監督指導を実施します。
- 3 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対しては、監督指導等を実施するなど積極的な対応を行います。
- 4 企業倒産により賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運営します。
- 5 自動車運転者、介護労働者、障害者である労働者、技能実習生、派遣労働者などの労働条件の確保・改善対策を推進します。
- 6 「労災かくし」を排除するため、的確な監督指導等を実施します。



(注) 申告とは、労働者自身が事業場の労働基準法等に違反する事実を監督署に申立て、是正を求めることです。上図の申告件数は県内8つの監督署で処理を行った数で、賃金不払と解雇の件数は内数です。

※ **労働条件等に関するご相談はこちらをご利用ください。**

日中お忙しい方も、夜間・土日に無料で労働条件に関するご相談をお受けしています。

労働条件相談ホットライン 0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時

土・日：午前10時～午後5時 (12月29日～1月3日は除く。)

4 最低賃金制度の適正な運営等

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティネットとして適切に機能するよう適正な運営を図ります。

⇒平成28年度主要対策

- 1 千葉県の実情にあった最低賃金の改正が行われるよう千葉地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 2 千葉県最低賃金額等の改定について、積極的、効果的な広報活動を行い、広く県民に周知を図ります。
- 3 最低賃金違反のおそれのある地域、業種等を重点とした監督指導等を行い、最低賃金の遵守の徹底に努めます。
- 4 最低賃金の引上げに向けて中小企業を支援するため、千葉県最低賃金総合相談支援センターを開設し、相談に対応します。

千葉県の最低賃金一覧表

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名		最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金		817	27. 10. 1
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	852	27. 12. 25
	鉄鋼業	893	27. 12. 25
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	869	27. 12. 25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	872	27. 12. 25
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品 製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部 分品製造業、眼鏡製造業	854	27. 12. 25
	各種商品小売業	832	27. 12. 25
	自動車（新車）小売業	865	27. 12. 25

◎ お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
24時間テレホンサービス 043（221）4700

5 労働災害を減少させるための各種対策の推進

⇒平成28年度主要対策

交通労働災害の防止、パート・派遣労働者等の方への安全衛生教育の徹底に取り組むほか、**陸上貨物運送事業、第三次産業、製造業**を重点業種等として各種対策を引き続き推進し、労働災害による死亡者・負傷者を減少させます。

- 1 「交通労働災害防止ガイドライン」の周知を図ります。
- 2 小売業・飲食店で働くパート・アルバイトの方や製造業で働く派遣労働者の方への安全衛生教育を推進します。
- 3 陸上貨物運送事業は、荷役作業時の墜落・転落災害、交通労働災害の防止対策を推進します。
- 4 第三次産業は、小売業、社会福祉施設、飲食店における災害防止対策を推進します。
- 5 製造業は、食料品製造業、金属製品製造業等の災害防止対策を推進します。
- 6 化学工業は、爆発火災災害の防止対策を推進します。

6 STOP！転倒災害プロジェクトの推進

⇒平成28年度主要対策

転倒災害は労働災害による死傷者数の約2割を占めており、今後労働力人口の高齢化が見込まれる中、転倒災害を減らすことが重要となっています。

そこで、あらゆる機会を捉えて、「**STOP！転倒災害プロジェクト**」を周知するとともに、リーフレットを配布して転倒防止対策を呼びかけます。

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業



あなたの職場では、このような**災害**が起こっていませんか？

転倒災害防止対策のポイント

安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

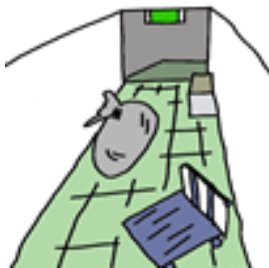
- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消

転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐときほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない

その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



7 職業性疾病等の予防対策の推進

⇒平成28年度主要対策

以下の事項を重点に、負傷、物理的因子、作業態様、化学物質等に起因する職業性疾病の予防対策を引き続き推進します。

- 1 化学物質等安全データシート(SDS)の交付の徹底、リスクアセスメントの促進等により、**化学物質による健康障害防止対策**を推進します。
- 2 建築物解体時における石綿ばく露防止対策など**石綿健康障害予防対策**を推進します。
- 3 **じん肺予防対策**を推進します。
- 4 **熱中症予防対策**を推進します。

8 メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進

⇒平成28年度主要対策

- 1 **ストレスチェック制度(平成27年12月～)**の周知を図り、事業場におけるメンタルヘルス対策、産業保健活動を推進します。
- 2 職場における受動喫煙防止対策を推進します。

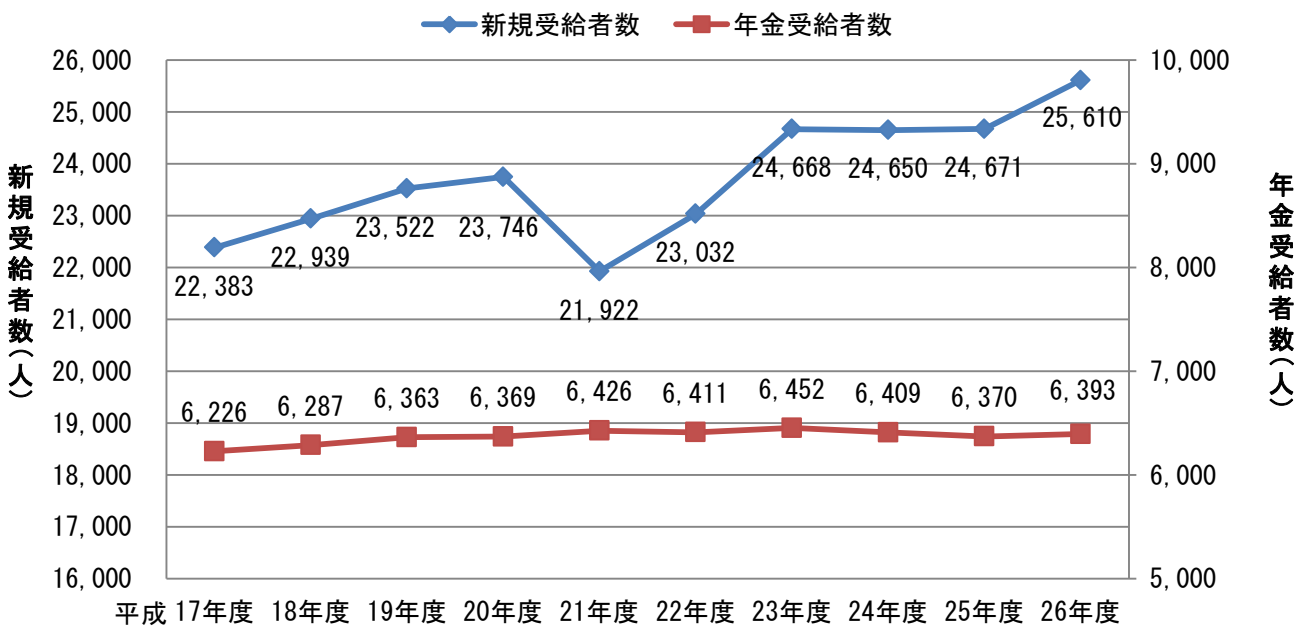
9 労災補償対策の推進

業務上または通勤による労働者の負傷、疾病、障害及び死亡に対して、被災労働者等の早期救済を図るため、必要な保険給付を迅速・適正に行います。

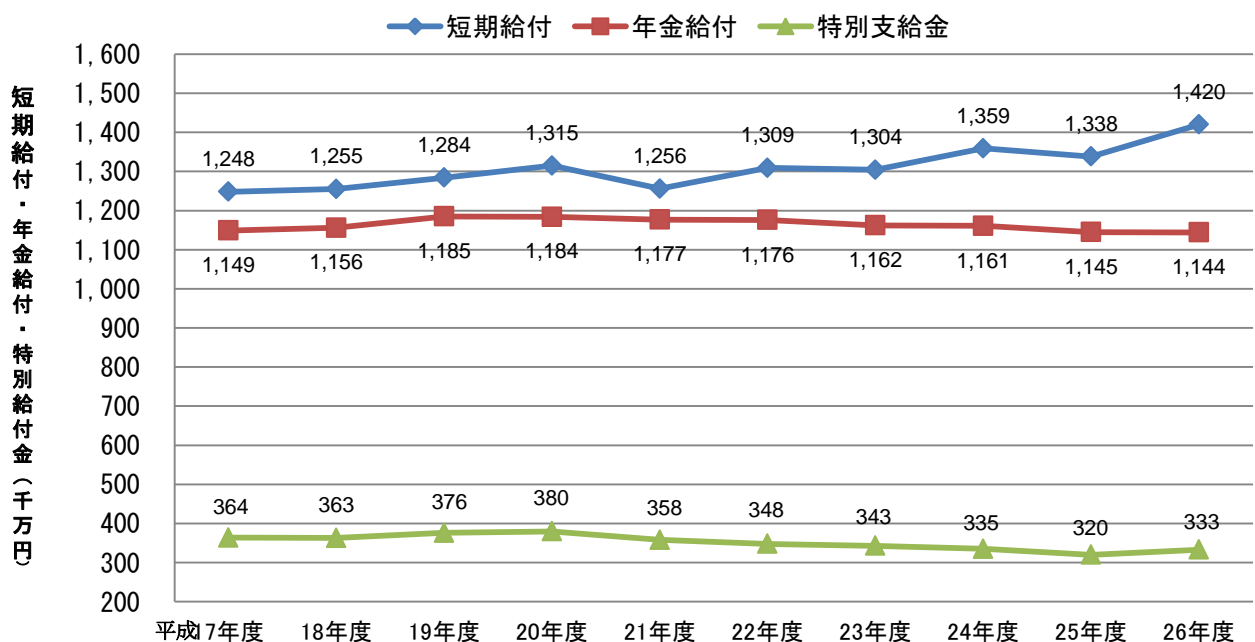
⇒平成28年度主要対策

- 1 社会的関心が高く複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患及び精神障害事案の労災請求については、認定基準等に基づく適正な事務処理を行い、標準処理期間内の迅速な事務処理に努めます。
- 2 石綿関連疾患に係る補償（救済）制度について、引き続き労働者等に対し、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨等を適切に実施します。

労災保険新規受給者数及び年金受給者数の推移



労災保険給付額の推移



10 労働保険の適用徴収業務の推進

労働者のセーフティネットである労働保険制度は、労働行政の各種政策の推進を財政面から支える重要な役割を担っており、制度の健全な運営や費用負担の公平性を図る見地から、「労働保険の適用促進」及び「労働保険料等の収納率の向上」を重要課題として推進していく必要があります。

⇒平成28年度主要対策

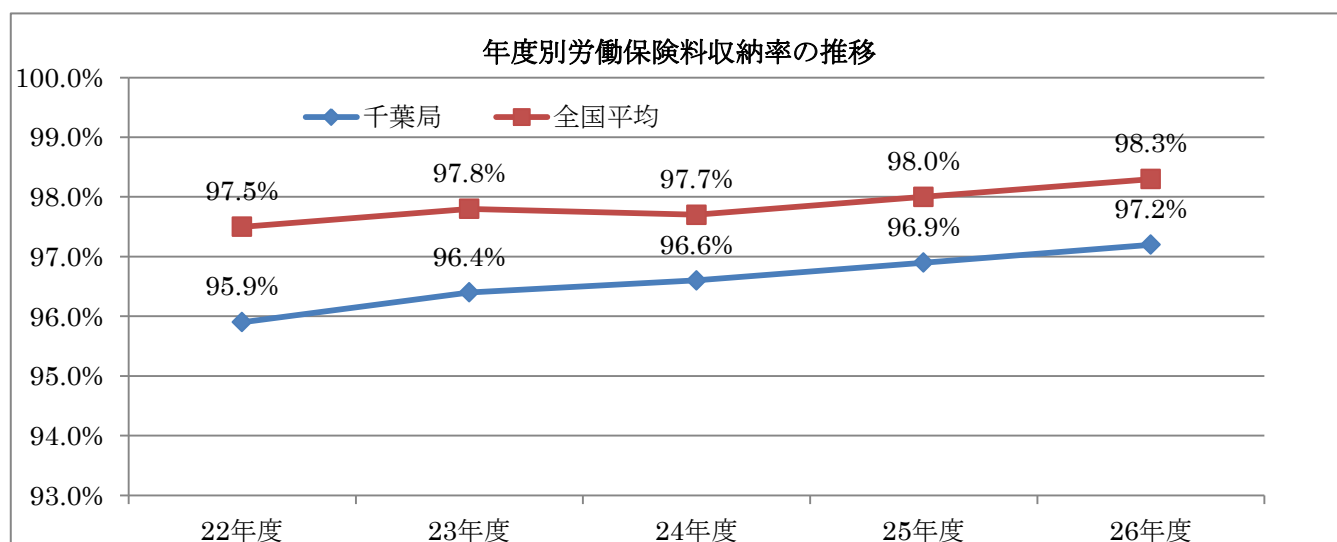
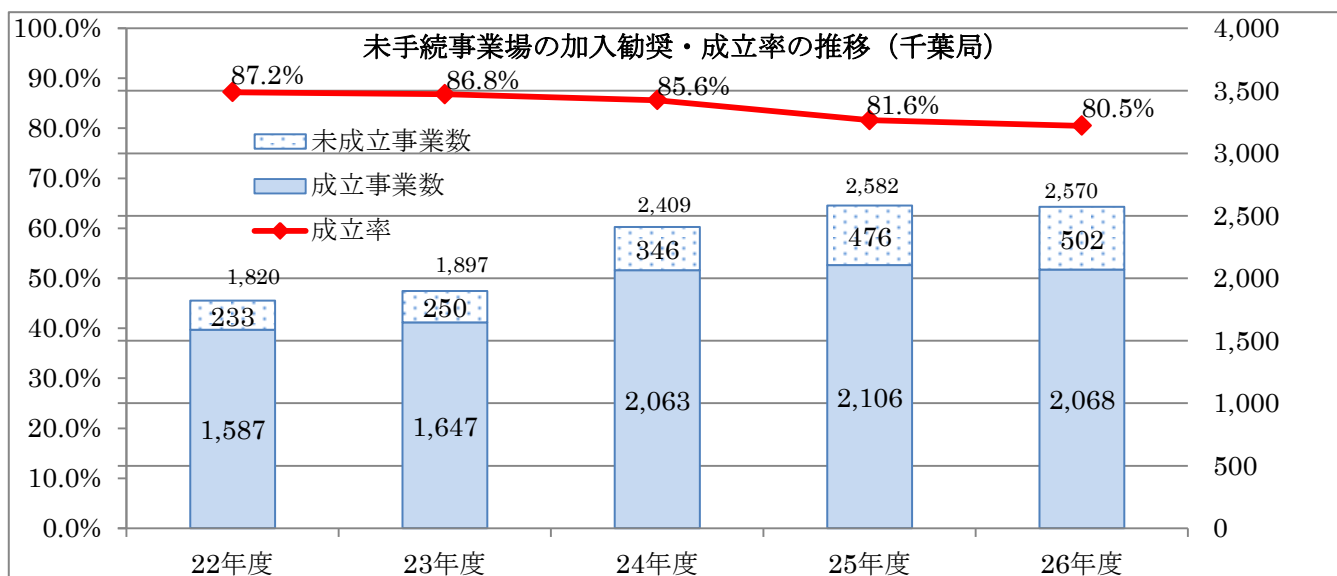
- 労働保険未手続事業に対する適用促進の強化として、許認可等権限を有する関係行政機関（地方自治体等）と連携して制度周知を図るとともに、関係行政機関からの通報情報等を活用し、未手続事業の積極的かつ的確な加入勧奨を行くことにより労働保険未手続事業場の早期解消に努めます。

特に10月～11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的・効果的に広報活動や加入指導に努めます。

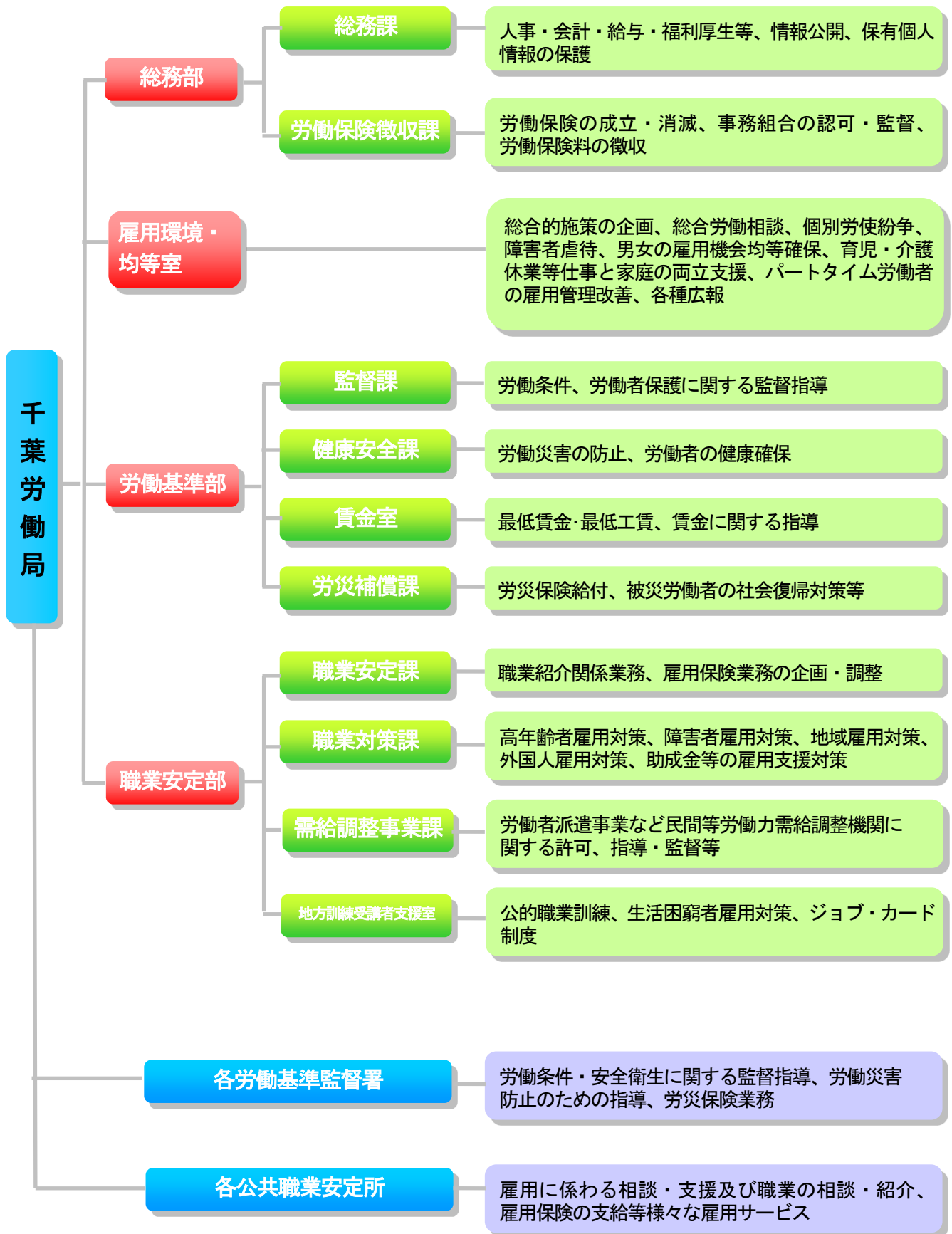
また、労働保険の加入促進に係る委託業務については、受託団体に対する的確な未手続事業情報を提供するなど十分な連携を図ります。

- 収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督励等に積極的に取り組み、特に高額・複数年にわたり滞納している事業主に対しては、重点的に実施します。特に、「滞納整理強化月間」（5月・12月・2月）を設定し、労働保険徴収課及び署担当課を挙げて滞納整理を実施します。

また、労働保険料の口座振替制度、電子申請の利用促進についても、引き続き周知広報に努めます。



V 千葉労働局の組織と所掌事務



労働基準監督署一覧

署名	〒	所在地	電話	管轄区域
千葉	260-8506	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎 3F	ダイヤルイン	千葉市、市原市、四街道市
			総務関係 TEL 043-308-0670 安衛関係 TEL 043-308-0672	労働条件関係 TEL 043-308-0671 労災関係 TEL 043-308-0673
船橋	273-0022	船橋市海神町 2-3-13	ダイヤルイン	船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、 浦安市、白井市
			総務関係 TEL 047-431-0181 安衛関係 TEL 047-431-0196	労働条件関係 TEL 047-431-0182 労災関係 TEL 047-431-0183
柏	277-0005	柏市柏 255-31	ダイヤルイン	柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市
			総務関係 TEL 04-7163-0245 安衛関係 TEL 04-7163-0247	労働条件関係 TEL 04-7163-0246 労災関係 TEL 04-7163-0248
銚子	288-0041	銚子市中央町 8-16	TEL 0479-22-8100	銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町
木更津	292-0831	木更津市富士見 2-4-14 木更津地方合同庁舎 3F	TEL 0438-22-6165	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、 鴨川市、南房総市、安房郡
茂原	297-0018	茂原市萩原町 3-20-3	TEL 0475-22-4551	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	286-0134	成田市東和田 553-4	TEL 0476-22-5666	成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡のうち栄町、 香取郡のうち神崎町、多古町
東金	283-0005	東金市田間 65	TEL 0475-52-4358	東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、 印旛郡のうち酒々井町

総合労働相談コーナー

千葉労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎 1F	043-221-2303	<ul style="list-style-type: none"> 解雇・退職、いじめ・嫌がらせ（セクハラ含む）、労働条件を含め、労働問題に関するあらゆる分野の相談
千葉駅前総合労働相談コーナー 千葉市中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 4F	☎0120-250650 043-246-4121	
○労働基準監督署内総合労働相談コーナー ※ 県内8か所の労働基準監督署(P25)に設置してあります。		

公共職業安定所（ハローワーク）一覧

所名	〒	所在地	電話	管轄区域
千葉	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-1-3	TEL 043-242-1181	千葉市のうち中央区【千葉南所の管轄区域を除く】、 花見川区、美浜区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、 山武市、山武郡のうち横芝光町
市川	272-8543	市川市南八幡 5-11-21	TEL 047-370-8609	市川市、浦安市
銚子	288-0041	銚子市中央町 8-16	TEL 0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市
館山	294-0047	館山市八幡 815-2	TEL 0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	292-0831	木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津ビル 5F	TEL 0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
佐原	287-0002	香取市北 1-3-2	TEL 0478-55-1132	香取市、香取郡
茂原	297-0078	茂原市高師台 1-5-1 茂原地方合同庁舎 1F	TEL 0475-25-8609	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
いすみ(出)	298-0004	いすみ市大原 8000-1	TEL 0470-62-3551	【いすみ市、勝浦市、夷隅郡】
松戸	271-0092	松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3F	TEL 047-367-8609	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

野田(出)	278-0027	野田市みずき 2-6-1	TEL 04-7124-4181	[野田市]
船橋	第一庁舎	273-0011 船橋市湊町 2-10-17	TEL 047-431-8287	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
	第二庁舎	273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 4F・7F	TEL 047-420-8609	
成田	本庁舎	286-0036 成田市加良部 3-4-2	TEL 0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、 山武郡のうち芝山町
	駅前庁舎	286-0033 成田市花崎町 8 2 8 - 1 1 スカイタウン成田 3F	TEL 0476-89-1700	
千葉南	260-0842	千葉市中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3F・4F	TEL 043-300-8609	千葉市のうち中央区(赤井町、今井、今井町、鶉の森町、 大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我 町、蘇我、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野 町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎 町、村田町、若草)、緑区、東金市、市原市、大網白里 市、山武郡のうち九十九里町

各種職業紹介・相談機関

H28. 4. 1現在

千葉労働局職業安定部職業対策課分室 (キャリアアップ助成金等の相談・申請受付)

名称	所在地	電話番号
職業安定部 職業対策課分室	千葉市中央区中央 3-3-1 ジェット第一生命ビルディング 6F	043-441-5678

新卒応援ハローワーク (学卒ジョブサポーターによる大学生等を対象とした支援)

千葉新卒応援ハローワーク	千葉市美浜区幸町 1-1-3 ハローワーク千葉 3F	043-242-1181
まつど新卒応援ハローワーク	松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3F (ハローワーク松戸内)	047-367-8609
ふなばし新卒応援ハローワーク	船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 9F	047-426-8474

ハローワークプラザ (求人情報の検索・閲覧、一般求職者を対象とした職業相談・紹介)

ハローワークプラザちば	千葉市中央区新町 3-13 千葉TNビル 1F	043-238-8300
ハローワークプラザ柏	柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 3F	04-7166-8609
ハローワークプラザ市原	市原市更級 5-1-18 市原市勤労会館 1F	0436-23-6941

マザーズハローワーク (子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立させたい方への就労支援)

マザーズハローワークちば	千葉市中央区新町 3-13 千葉TNビル 1F	043-238-8100
ハローワーク市川 マザーズコーナー	市川市市川南 1-1-1 ザ ターワーズ イースト 3F	047-323-8609
ハローワーク木更津 マザーズコーナー	木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津 5F	0438-25-0881
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3F	047-367-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋市本町 1-3-1 船橋フェイスビル 5F	047-423-3097
ハローワーク成田 マザーズコーナー	成田市花崎町 760 成田市役所 2F	0476-20-0567
ハローワーク千葉南 マザーズコーナー	市原市更級 5-1-18 市原市勤労会館 you ホール 1F	0436-26-8186

わかものハローワーク (正規雇用を目指す若者を対象とした支援)

柏わかものハローワーク	柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 3F	04-7166-8611
-------------	----------------------	--------------

千葉県ジョブサポートセンター (千葉県と連携した求人情報提供、職業相談・紹介及び生活相談)

千葉県ジョブサポートセンター	千葉市中央区新町 3-13 千葉TNビル 3F	043-245-9420
----------------	-------------------------	--------------

VI 各種相談・支援等の関係機関

ふるさとハローワーク（各市と連携した地域住民を対象に求人情報提供及び職業相談・紹介）

千葉市ふるさとハローワークいなげ	千葉市稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2F	043-284-0800
東金市地域職業相談室	東金市東岩崎 1-3 東金市役所別棟 1F	0475-52-1104
流山市地域職業相談室	流山市江戸川台東 1-4 新川J Aビル 2F	04-7156-7888
旭市地域職業相談室	旭市ニの 5127 旭市青年の家	0479-62-5359
佐倉市地域職業相談室	佐倉市宮前 3-4-1 ミレニアムセンター佐倉 3F	043-483-3180
浦安市地域職業相談室	浦安市入船 1-4-1 ショッピングプラザ新浦安店 4F	047-381-8609
我孫子市地域職業相談室	我孫子市本町 2-4-2 サンビーンズビル 6F	04-7165-2786
八千代市地域職業相談室	八千代市大和田新田 312-5 八千代市役所 1F	047-483-1151
鴨川市ふるさとハローワーク	鴨川市横渚 1450 鴨川市役所 1F	04-7093-7853
千葉市ふるさとハローワークみどり※	千葉市緑区おゆみ野 3-15-3 緑区役所 3F	043-300-1611
ふるさとハローワークならしの	習志野市花咲 2-3-9 習志野市勤労会館 1F	047-471-3505

ハローワークの常設窓口（各市と連携した生活保護受給者等を対象とした就労支援）

千葉市自立・就労サポートセンター中央	千葉市中央区中央 4-5-1 中央保健福祉センター内	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	千葉市花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター 1 F	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	千葉市若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター 1 F	043-233-2331
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	千葉市稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2F	043-284-0860
かしわ就労自立サポートセンター	柏市柏 5-10-1 柏市役所別館 4 F	04-7167-1666
ジョイントワーク松戸	松戸市根本 387-5 松戸市役所本館 3F	047-704-0021
職業相談紹介窓口ふなばし	船橋市湊町 2-1-4 船橋市役所分庁舎 1 F	047-495-5200
就労サポートいちかわ	市川市南八幡 1-17-15 市川市役所南八幡仮庁舎 1 F	047-700-4555

VI 各種相談・支援等の関係機関

各種相談・支援等の関係機関

（独）労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター 千葉市中央区中央 3-3-8 オーク千葉中央ビル 8F	043-202-3639	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健に関する専門的相談、産業医等への研修・支援 メンタルヘルス対策に係る相談 小規模事業場とその労働者に対する、医師の意見聴取等産業保健サービスを供給する地域ごとの相談先の紹介
千葉県最低賃金総合相談支援センター 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館 305 号室	電話相談は千葉県最低賃金総合電話相談センターへ（調整中）	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払能力の向上に取り組む中小企業を対象とした経営課題及び労務管理の窓口相談 労務管理に係る同中小企業への専門家派遣
建設業労働災害防止協会千葉県支部 千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ビル 4F	043-225-8524	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づく建設業の各種技能講習・教育の実施 建設業の労働災害防止に関する相談、情報提供
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支部 千葉市中央区椿森 1-26-9 コンラッドビル 4F	043-306-1417	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関する専門的相談 リスクアセスメントの実施・指導、情報提供

千葉労災特別介護施設 ケアプラザ四街道 四街道市中台 511	043-433-0120	• 労災による重度被災労働者のための介護付き入居施設
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉職業訓練支援センター 千葉職業能力開発促進センター 千葉市稲毛区六方町 274	043-422-2224	• 機能的・弾力的な職業訓練、高度な人材育成の支援
千葉障害者職業センター 千葉高齢・障害者雇用支援センター 千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-204-2080 043-204-2901	• 障害者の職業リハビリテーションサービスの実施 • 高齢者・障害者等の雇用安定の援助に関する相談
(公財) 介護労働安定センター千葉支部 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト 第一生命ビル 6F	043-202-1717	• 介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談
(公財) 産業雇用安定センター千葉事務所 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 4F	043-225-4855	• 出向・移籍支援に関する相談
(公社) 千葉県シルバー人材センター連合会 千葉市中央区中央 3-9-16 三井生命千葉中央ビル 4F	043-227-5112	• 定年退職後の臨時的、短期的就労の相談

千葉県内 労働基準協会

・労働安全衛生法に基づく各種技能講習、研修、セミナーの実施、労働問題の相談、情報提供

名称	郵便番号	所在地	電話番号
(公社)千葉県労働基準協会連合会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3F	043-241-2626
(一社)千葉労働基準協会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3F	043-242-2044
(一社)船橋労働基準協会	273-0005	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館3F	047-434-2189
(一社)柏労働基準協会	277-0005	柏市柏261	04-7163-5220
(一社)銚子労働基準協会	288-0048	銚子市双葉町2-19	0479-22-3998
館山労働基準協会	294-0045	館山市北条2181-4	0470-22-1675
(一社)君津労働基準協会	292-0838	木更津市潮浜1-17-59 木更津商工会館4F	0438-37-9620
(一社)茂原労働基準協会	297-0026	茂原市茂原443	0475-23-5276
成田労働基準協会	286-0134	成田市東和田555-5	0476-24-3743
東金労働基準協会	283-0802	東金市東金587-6	0475-52-1061

千葉労働局

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

■直通ダイヤルイン

総務部

総務課 TEL 043(221)4311
 労働保険徴収課 TEL 043(221)4317

雇用環境・均等室

TEL 043(306)1860

労働基準部

監督課 TEL 043(221)2304
 健康安全課 TEL 043(221)4312
 賃金室 TEL 043(221)2328
 労災補償課 TEL 043(221)4313
 労災保険審査官 TEL 043(221)4314

職業安定部

職業安定課 TEL 043(221)4081
 職業対策課 TEL 043(221)4391
 需給調整事業課 TEL 043(221)5500
 地方訓練受講者支援室 TEL 043(221)4087

■ホームページのアドレス

<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

